

## 公立保育所の民間移管の取組の検証について

令和5年4月

こども福祉部 こども家庭室  
ほいく課 施設整備係

### 1 はじめに

本市では、平成28年度公表の「市立幼稚園・保育所のあり方について」を基に、就学前教育・保育施設について、学校教育審議会の答申や待機児童解消への取組等を踏まえ、すべての就学前の子ども達の最善の利益につながるよう取り組みを進めた。

そのなかで、市立保育所の民間移管については、事業者と市の協同のもと、移管前の保育内容等を移管後に継承することを基本に、それぞれが培ってきた保育に係る知見を共有し、相互の理解・学びあいのもとで、より一層質の高い保育の提供を共に目指すものとし、また、子どもの健やかな成長と発達のため、事業者と保護者が子どもの育ちを支えていくことに関する思いや理解等を共有し、両者の役割分担と連携・協力のもとで保育を行うものとして進めてきたものである。

### 2 「市立幼稚園・保育所のあり方について」

#### (1) 概要（平成29年2月13日公表分等）

- ・ 朝日ヶ丘幼稚園を岩園幼稚園に統合し、市立岩園幼稚園として運営する。
- ・ 精道幼稚園を精道保育所と統合し、精道幼稚園又は精道保育所跡地に市立幼保連携型認定こども園を新設する。
- ・ 打出保育所及び大東保育所を民間移管する。
- ・ 分庁舎に民間の小規模保育事業所を、ハートフル福祉公社跡地に民間の認可保育所を誘致する。
- ・ 宮川幼稚園、伊勢幼稚園及び新浜保育所を統合し、西蔵町市営住宅跡地に市立西蔵幼保連携型認定こども園を新設する。
- ・ 各施設の跡地利用は今後検討する。

上記の当初案に、下記の一部修正が加えられた。

- ・ 朝日ヶ丘幼稚園跡地に私立幼保連携型認定こども園を誘致、同園への移転を前提に、岩園保育所改修用仮園舎を活用し、平成31年度より小規模保育事業所等の新設
- ・ 打出保育所の民間移管の時期を平成34年4月に変更(当初案では平成31年4月)
- ・ 伊勢幼稚園跡地に私立幼保連携型認定こども園を誘致（市立西蔵幼保連携型認定こども園の定員規模の縮小及び宮川幼稚園の存続）

## (2) 施設数の推移

			H29.4	R4.6	増減
総数			34	35	+1
内訳	市立	認定こども園	0	2	+2
		保育所	6	2	▲4
		幼稚園	8	5	▲3
		小計	14	9	▲5
	私立	認定こども園	1	5	+4
		保育園	11	12	+1
		小規模保育園	5	6	+1
		幼稚園	3	3	0
		小計	20	26	+6

## (3) 施設定員等の推移

## ア 保育定員等の推移

	H29.4	H30.4	R1.4	R2.4	R3.4	R4.6
保育定員	1,271	1,369	1,404	1,524	1,553	1,751
前年比増減 (累計増減)	0 (0)	+98 (+98)	+35 (+133)	+120 (+253)	+29 (+282)	+198 (+480)
入所待ち児童数	139	163	190	181	160	131
国基準待機児童	44	36	32	21	20	5

※ R4.6列の入所待ち児童数・国基準待機児童(131人)は、R4/4時点

## イ 市立幼稚園定員等の推移

	H29.5	H30.5	R1.5	R2.5	R3.5	R4.5
定員	1,540	1,320	1,170	990	810	810
前年比増減 (累計増減)	0 (0)	▲220 (▲220)	▲150 (▲370)	▲180 (▲550)	▲180 (▲730)	0 (▲730)
利用者数	545	539	408	335	265	244
充足率(%)	35.4	40.8	34.9	33.8	32.7	30.1

## (4) 施設整備に要した費用等

	私立園誘致	市立幼稚園・保育施設		合計
		精道・西蔵整備	市立施設廃止・移管	
幼稚園定員	+200人	+150人	▲510人	▲160人
保育定員	+453人	+217人	▲190人	+480人
建設費等	904,451千円	2,281,741千円	3,103千円	3,189,295千円
運営費	155,424千円	636,923千円	▲761,774千円	30,573千円

※ 「市立施設廃止・移管」・・・「精道・新浜保育所、精道・朝日ヶ丘・伊勢幼稚園廃止」及び「打出・大東保育所民間移管」を含む。

※ 運営費は、1年度当たりの市負担増減額

### 3 概要

#### (1) 経緯

平成 29 年	2 月	移管する園及び時期の公表	保護者説明会
	4 月		保護者説明会
	6 月	打出保育所の移管時期の変更 (平成 31 年 4 月→平成 34 年 4 月)	
	7 月		保護者説明会 (打出のみ)
令和元年	10 月		保護者アンケート ※1 (打出:改修・建替えについて) (大東:民間移管について)
令和 2 年	2 月		第 1 回選定委員会 (公募条件等の検討)
	5 月		第 2・3 回選定委員会 (公募条件の協議)
	6 月	移管先事業者の公募開始	
	7 月	現地見学会 (打出 11 者、大東 5 者) 事前登録 (打出 5 者、大東 3 者)	
	8 月	応募書類受付 (打出 3 者、大東 2 者)	
	10 月		第 4 回選定委員会 (第 1 次審査 (書類審査))
	11 月		第 5 回選定委員会 (第 2 次審査 (事業者面接))
	12 月	移管先事業者の決定	第 6~8 回選定委員会 (第 3 次審査 (実地調査))
令和 3 年	3 月		保護者説明会 (保育の引継ぎ等について) 三者協議会開始 (毎月開催)
	4 月	合同保育開始 ※2	
令和 4 年	1・2 月		保護者説明会 (移管後の運営等について)
	4 月	移管先事業者による運営開始 引継ぎ保育開始 ※3	

※1 保護者アンケートの結果、令和 3 年度の改修等は令和 7 年度に延期となった。

※2 移管前に、事業者の職員が市立保育所を訪問し、移管前の保育内容等を確認し、相互の知見の共有等を行い、移管に向けた準備に取り組むもの。

※3 移管後に、元市立保育所の職員が保育所を訪問し、移管に係る支援を行うもの。また、市と事業者の保育士間で保育を振り返る場を定期的に設け、その内容を三者協議会で報告するもの。

(2) 民間移管の方法について

ア 移管対象施設

保育所名	圏域	竣工年	構造	定員
打出	精道	S57	鉄筋コンクリート造	90
大東	精道	S63	鉄筋コンクリート造	60

イ 土地

募集事業者の確保のため、市有地の貸付料について、移管から5年度間（令和4～8年度）は無償とし、6年目から5年度間（令和9～13年度）は規則貸付料※の100分の25とする。その後（令和14年度以降）は待機児童数や経済情勢等を踏まえ、別途協議とする（緩和措置）。

※ 規則貸付料とは、1月につき公有財産貸付契約締結時に確定している直近年度の固定資産税仮評価額の1000分の4で算出した額をいう。

ウ 建築物等

令和3年度末時点での現状有姿にて無償譲渡する。

エ 保育施設の老朽化等について

移管園の一部天井に飛散リスクの高いアスベストが含有されていたことが、事業者の事前調査により判明した。判明直後に、市において飛散状況を調査し、飛散がないことを確認の上、除去処理を行った。

また、建物の老朽化については、建物を無償譲渡する仕組みの中で、建物の状況に対する認識の相違が生じないように、市と移管先事業者で徹底して認識を共有する必要があること、加えて、建物の老朽化は進行していくことから、市が大規模改修等を実施して民間移管することを検討する必要がある。

(3) 民間移管の進め方について

ア 移管予定園の選定

山手・精道・潮見の圏域ごとの市立施設数、立地条件、移管後の事業継続性を考慮し、対象となる園を選定した。

イ 保護者説明

「市立幼稚園・保育所のあり方について」に基づき説明会を開催し、保護者等からの意見・要望を踏まえ、当初案の対象園及び時期の公表から移管までの十分な期間や、入所・転所申込の時期を考慮・検討し、移管時期を変更することとなった。

ウ 事業者の募集、選考

事業者の募集について、市内事業者をはじめ、市外保育事業団体や過去の公募事業の応募者への周知を実施した。また、市ホームページだけでなく、よい子ネットにも

掲載を依頼し、情報提供を行った。

なお、応募を検討する事業者には、認識の相違が生じないよう個別に訪問し、より詳細な説明を行った。

学識経験者、保護者代表、公認会計士等からなる「芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会」において、移管先事業者を選定した。

上記委員会では、公募条件の検討や、事業者の現在の取組等から、移管後の良好な施設運営の実施等について書類審査し、事業者の状況や園の組織・体制・運営について面接を実施、事業者が運営する園の現地調査を経て、選定を行った。

#### エ 移管の条件

移管前施設の保育内容等を継承することを基本に、より質の高い保育を目指すものとして、また、保護者の意見を反映し、運営や職員配置に関する条件を設定した。

#### オ 三者協議会、合同保育、引継ぎ保育

移管に係る情報共有や協議等を行うことにより、必要な調整や課題整理等を行うために、保護者、事業者、芦屋市で構成する三者協議会を施設ごとに設置し、令和5年度までの間、月1回程度を目途に開催する。

子どもとの関係性の構築、移管前の保育の継承のために移管する1年前から合同保育を実施し、施設長予定者及び主任保育士予定者が4月から訪問した。また、各クラスの担任予定者も移管の3～6か月前から訪問し、移管による子どもへの影響を最小限にする取組を実施した（以降「合同保育」という。）。

移管後の運営をフォローするために、移管前の施設長や保育士が移管後1年間の間、必要に応じて訪問する引継ぎ保育を実施。また、2週間～1か月に1回程度カンファレンスを行い、情報共有を行う等により移管を支援した（以降「引継ぎ保育」という。）。

保育所名	説明会	合同保育 (移管前)	引継ぎ保育 (移管後)	三者協議会	
				移管前	移管後
打出	3回	130日	94日	13回	3回 ※1
大東	2回	78日	89日	13回	— ※2

※1 令和4年7月以降は書面による開催

※2 大東保育所の三者協議会は参加者と協議の上、令和4年3月末を以て終了

#### 4 民間移管アンケート結果

回答率について、打出保育所は配布87枚のうち、回答53枚（回答率60.9%）、大東保育所は配布61枚のうち、回答40枚（回答率65.6%）であった。

保護者のご協力により、高い回答率を得られたが、今後、さらなる回答を得るためには、

回答期間の延長や、回答方法を電子化するなどの検討が必要と考えられる。

移管後に子どもは楽しんで登所しているか、安心して預けられているか、の設問において、打出保育所で約97%、大東保育所で100%と高く評価いただいております、全体的には保護者から高く評価をいただいている（詳細は、【別紙 アンケート結果】参照）。

## 5 総括

移管は、2年間に渡り公募条件に定められた内容・頻度で保育所を相互に訪問・確認し、合わせて市と法人で協議を行い、随時評価改善を行う方法で実施した。その間、三者協議会を開催し、保護者、法人、市でそれらの内容について共有・協議を行った。

まず、移管前の合同保育については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況から、合同保育の実施が困難となる状況も生じたが、リモートを活用するなどし、十分な引継ぎとなるよう取り組みを進めることができた。

次に、移管後の保育の継承（保育の質）については、次の2点について整理した。

- ・ 保育所運営
- ・ 保育内容

移管実施後の状況として、コロナ禍の中ではあったが、保育所の運営においてはスムーズに移行・実施されており、また、子どもの様子も通常の様子であることが確認できており、問題はないと判断する。

以降、年度末までにおいても、保育所の運営、行事の実施、子どもの様子など、多角的な面で確認を行い、問題はなく移管を実施することができたと考える。